東京医科歯科大学病院有料臨床研修医等宿舎規則

（平成２２年３月２３日
規　則　第　２　７　号）

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学宿舎規則（平成１６年規則第６９号）第２条に基づき、東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）が貸与する有料臨床研修医等宿舎（以下「宿舎」という。）の維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、職務の能率的な遂行を確保し、もって本院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

（宿舎の名称等）

第２条　宿舎の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

２　宿舎は独身宿舎とする。

（宿舎の維持及び管理）

第３条　宿舎の維持及び管理は、学長の委任を受けて病院長が行うものとする。

（入居者に対する監督）

第４条　本院総合教育研修センター長（以下「センター長」という。）は、宿舎の貸与を受けた者（以下「入居者」という。）がこの規則の定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

（入居資格）

第５条　宿舎に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本院に勤務する職員のうち、臨床研修医、レジデントであるもの

(2) 病院長が特に必要と認めた者

（入居に関する優先順位）

第６条　宿舎のへの入居については、入居できる者の研修・業務等の内容を鑑み各号の順位を優先順位とする。ただし、病院長が特に必要とみとめた場合はこの限りではない。

(1) 医師法（昭和２３年法律第２０１号）第１６条の２第１項に規定する臨床研修（以下「医師臨床研修」と言う）を行う臨床研修医

(2) 歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）第１６条の２第１項 に規定する臨床研修（以下「歯科医師臨床研修」と言う）を行う臨床研修歯科医

(3) 専攻医として専門研修プログラムを行うレジデント

（入居期間）

第７条　宿舎に入居することができる期間は、原則１事業年度とする。ただし、本院にて１事業年度年を越えて在籍して医師臨床研修及び歯科医師臨床研修を行う者及び病院長が特に必要と認めたときは、入居期間を延長することができる。また、歯科医師臨床研修を行う者については歯科臨床研修プログラムで定められる本院でのローテート期間が６月間である場合はこの限りではない。

（入居の申請及び承認）
第８条　宿舎に入居を希望する者は、別記様式１による臨床研修医等宿舎貸与申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
２　貸与する者の決定については、学長の委任を受けて、病院長及びセンター長が行うものとする。
３　入居の許可は、別記様式１による宿舎貸与承認書を交付して行うものとする。

（入居期限）
第９条　宿舎の貸与の承認を受けた者は、宿舎貸与承認書に記載された入居日から１０日以内に入居しなければならない。
２　学長は、宿舎の貸与の承認を受けた職員が前項に規定する入居期限までに当該宿舎に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

（使用料）
第１０条　宿舎の使用料は、月額によるものとし、当該使用料（管理費 5,000 円を含む）は、50,000 円とする。
２　入居者は、使用料を毎月学長の指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。
３　新たに宿舎に入居し、又は宿舎を明け渡した場合におけるその月分の使用料は、入退居の日が月の途中であっても、当該入退居月１月分の額とする。

（使用上の義務）
第１１条　入居者は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
２　宿舎には、入居者以外の者を、同居させてはならない。
３　入居者は、入居している宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は改造、模様替えその他の工事を行ってはならない。
４　入居者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
５　宿舎の維持管理に必要なため、大学において宿舎の内外を調査するときは、入居者に正当な事由がある場合を除き、これを拒むことはできない。

（宿舎の修繕費等）
第１２条　天災、時の経過その他入居者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

（明け渡し等）
第１３条　入居者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その該当することとなった日から２０日以内に宿舎を明け渡さなければならない。
(1) 研修を修了したとき（３月２５日以前に退去日を設けなければならない）
(2) 辞職により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき
(3) 本院において、当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明け渡し

を請求されたとき
(4) 使用上の義務を守らず、又は指示に従わないため退去を命じられたとき
２　入居者は、宿舎を明け渡すときは、宿舎管理会社による点検を受けなければならない。その際修繕の指示を受けたものについては、入居者の負担により修繕を行うものとする。
３　第１項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。

（事務）
第１４条　宿舎に関する事務は、病院事務部労務課において処理する。

（雑則）
第１５条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則
この規則は、平成２２年３月２３日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。
附　則（平成２３年４月１５日規則第５３号）
この規則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２５年５月２９日規則第７０号）
この規則は、平成２５年５月２９日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２９年３月１３日規則第３１号）
この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則（令和３年４月８日規則第４４号）
この規則は、令和３年４月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

名　　称	位　　置
レジディア文京湯島	文京区湯島３－１０－３
ベルファース本郷弓町	文京区本郷１－２５－２６
プライムメゾン神保町	千代田区神田神保町１－５０
テラス文京本郷	文京区本郷２－１４－７

様式１

研修医宿舎貸与申請書

東京医科歯科大学長　殿

年　　月　　日

現　住　所　　〒

所属省庁名

職　　名

ふ り が な

氏　　名　　印

生年月日　　年　　月　　日生

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

宿舎の貸与を受けたいので申請します。
宿舎の使用については，本学諸規則の規定及び指示に反しないことを誓約します。

宿　舎　貸　与　承　認　書

上記申請者に対し，下記のとおり宿舎の貸与を承認します。

年　　月　　日

東京医科歯科大学長

印

記

宿　　舎

種類	構造	所　　在	戸　　番
有料			

専用面積	宿舎使用料月額	入　　居　　日	備　　考
	50,000 円	年　　月　　日	